

## 様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和3年 9月 27日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿  
厚生労働大臣 田村 憲久 殿

住 所 岐阜県岐阜市岩地3丁目4番9  
名 称 中部電気工業株式会社  
代表者の氏名 代表取締役 谷 真孝

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

### 記

#### 1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は、架空送電設備工事を主な事業として事業を行っている。

架空送電設備工事では、鉄塔の建設や電線の新設、張替工事等、高所での作業が多く、高所作業での安全確保が必須となる。

労働安全衛生法施行令 第13条第3項第28号の改正に伴い、安全帯の名称が「墜落制止用器具」に改められた。

本改正により、現在架空送電設備工事業界では特定の制約条件から大手安全装備メーカー1社が製造販売する「フルハーネス型墜落制止用器具」（以下「フルハーネス型」という。また、「胴ベルト型墜落制止用器具」については、以下「胴ベルト型」といい、双方を合わせて「墜落制止用器具」という。）の採用へ実質的に限定されている現状となっている。作業性や安全性の観点（複数の装備を身に付けて作業することによる作業性の低下や安全装備等の干渉、支障による事故の誘発、自由落下時の衝撃荷重を低減させるため、ショックアブソーバーを追加する事による墜落落下距離の増大による鉄塔設備への衝突、墜落時にキーロック装置等が衝突する等の誘発可能性）から現在実質的に限定されている架空送電設備工事向け「墜落制止用器具」の採用が最適であるとは言い難い状況である。

そこで、架空送電設備工事を主な事業とし、その作業環境を把握している当社が、架空送電設備工事に特化した作業性と安全性の向上を両立する「墜落制止用器具」の開発を目指し、収益力の向上を目指したい。

#### 2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新商品の開発又は生産」に該当する。

安全装備メーカーに対して架空送電設備工事に適し、かつ作業者が快適に作業に従事できる商品の開発サポートを行う。法令で定められた安全規格を満たすことは勿論、顧客の不満や課題解決に加え、作業者が安全かつ快適な作業に従事できる商品の開発

販売を目指す。

開発後は、架空送電設備工事を展開する同業他社に対し、他メーカー製との差別化ポイントの訴求や試用キャンペーン等を行い、業界特化型の新商品開発および販売を目指す。

キーロック方式安全器具を従来通り胴ベルト型に固定する方法が採用出来れば、フルハーネス型とキーロック方式安全器具とを製造するメーカーを統一する必要がなくなり実質的な独占状態が解消される（フルハーネス型と胴ベルト型が異なるメーカーでも可）。

この独占状態が解消されれば、作業員の作業性と安全性を確保する墜落制止用器具へのニーズは高まると推定する。

#### 【需要見込み】

架空送電設備工事 高所作業者数 全国 約5,000人  
初年度 5%に対し販売できるとする。

#### 初年度収益計画

販売数	250セット
販売単価	@30,000円 (既存メーカー 参考平均額@40,000円)
仕入額	@20,000円
年間売上	7,500,000円
年間収益	2,500,000円

2年目以降 架空送電設備工事業界 5%に対し販売できるとする。  
通信設備業界等 他業界への販売 (200セット)

#### 初年度収益計画

販売数	450セット
販売単価	@30,000円 (既存メーカー 参考平均額@40,000円)
仕入額	@20,000円
年間売上	13,500,000円
年間収益	4,500,000円

### 3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

#### (1) 事業実施主体

商品企画・販売事業者：当社

商品製造：フルハーネス製造メーカー

#### (2) 事業概要

<事業の流れ>

①架空送電設備工事に従事する作業員への現状「墜落制止用器具」使用に関するヒアリング調査

②ヒアリング調査および当社高所作業員からの聞き取り結果を元にした、潜在ニーズの掘り出し

③②によって発見した課題や潜在ニーズを参考にし、架空送電設備工事に特化した「墜落制止用器具」の試作製作

④③で試作した製品の試着および作業性・快適性の確認検証

⑤④での検証を踏まえた改善

⑥改善案を踏まえた商品開発

⑦正式販売の開始

〈開発を目指す「墜落制止用器具」〉

現在架空送電設備工事業界では特定の大手安全装備メーカー1社が製造販売する「フルハーネス型」の導入に実質的に限定されている。

架空送電設備工事業界ではこの特定企業が製造販売している「キーロック方式安全器具」を活用した墜落防止対策が長年採用されてきた事、及び第13条第3項第28号の一部改正に伴い示された「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年6月22日付け基発0622第2号）（以下「ガイドライン（基発0622第2号）」という。）第4 墜落制止用器具の選定 4（3）に「送電線用鉄塔での建設工事等で使用される移動ロープは、ランヤードではなく、親綱と位置づけられる。また、移動ロープとフルハーネス型をキーロック方式安全器具等で直結する場合であって、移動ロープにショックアブソーバが設けられている場合、当該キーロック方式安全器具等は、フルハーネス型ランヤードに該当すること。」との記載があることも、キーロック方式安全器具等を活用したフルハーネス型ランヤードを推奨する一助となっていると推定する。しかし、決してガイドライン（基発0622第2号）では、キーロック方式安全器具等を活用したのもフルハーネス型ランヤードに該当する。と記載されているに過ぎない事を正しく認識する必要があると考える。



図 1 従来のキーロック方式安全器具

キーロック方式安全器具とは、一度 安全帯に固定されたキーロック本体へロープと連結されたロックレバーを取り付けるとロックを解除するキーで解錠するまでの間は、常に何らかの墜落防止用ロープと連結された状態を物理的に維持できる事が特徴

（図1ではロックレバー①を取り付けると、ロックレバー②が取り付けられるまではロックレバー①は解放されない）

キーロック方式安全器具は長年架空送電設備工事において広く採用されてきた。

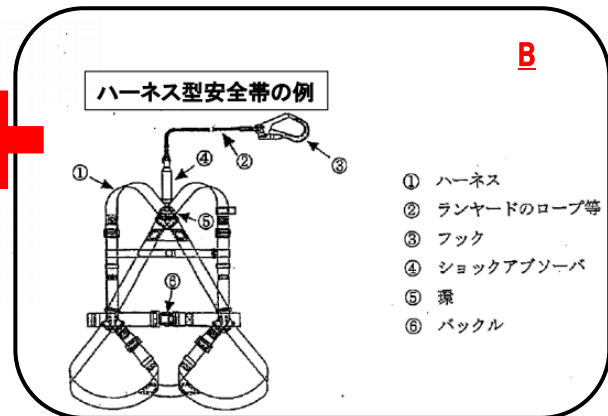
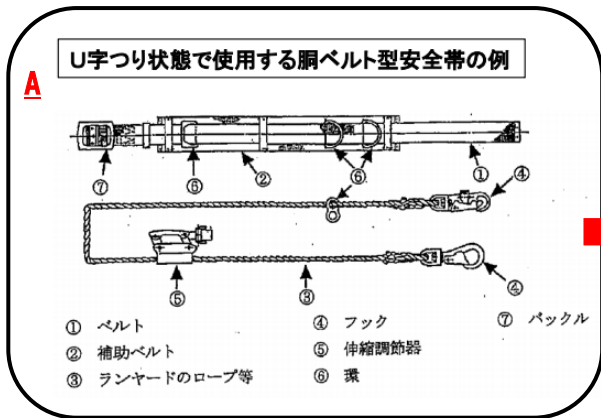


図2 「墜落制止用器具」としてのキーロック方式安全器具

図2に示す様に、「墜落制止用器具」としてキーロック方式安全器具を採用すると、墜落時の落下距離が増大するとともに、図2の様にキーロック本体（金属製）が胴部ベルトから外れ上方に跳ね上がる。この途中で墜落者の身体部（頭部や肩、腕）に衝突する危険性が増すと想定する。

1. にも示したように、墜落制止用器具としてのキーロック方式安全器具の採用に関しては懸念要素が考えられる。

今回新規開発を目指す架空送電設備工事に特化した「墜落制止用器具」は、作業員の作業性と安全性を確保する柔らかく軽量の素材を使用したフルハーネス型を使い慣れた胴ベルト型（図1参照）と連結一体化させたものを検討している（なお、フルハーネス型及び胴ベルト型は双方「墜落制止用器具の規格（平成31年1月25日）（厚生労働省告示第11号）」の規格を満たすものとする）。キーロック方式安全器具は墜落制止用器具としてではなく、ガイドライン（基発0622第2号）に規定される「作業」に該当しない場合における墜落防止策として胴ベルトに固定した状態で使用する。  
※この方法であれば墜落距離の増加は低減可能



架空送電設備工事では上記「A」+「B」の組合せが必要となる。

※上記「A」+「B」の機能を備えた装備により  
 作業時：フルハーネス型のランヤード及び胴ベルト型 WP  
 移動時：胴ベルト型に装備されたWP両端フックでの掛け替え、もしくはショックアブソーバが設けられた移動ロープ（フック式含む）とキーロック方式安全器具との直結等による墜落防止対策を図る

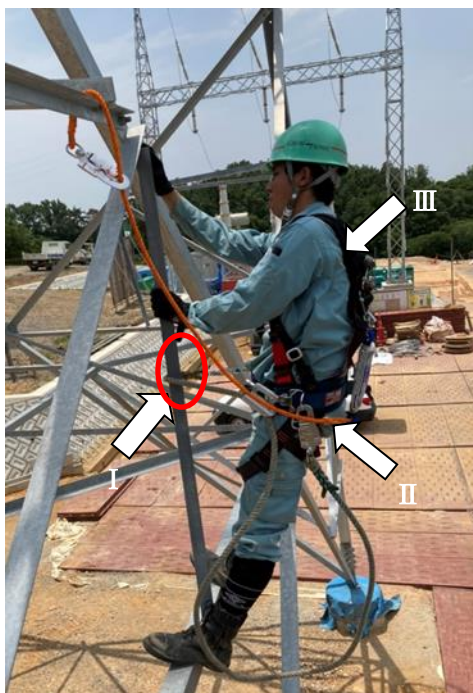


図4 新たに開発を目指す墜落制止用器具を構成する装備の説明

I ワークポジショニングロープ（WP）

取付設備に回しがけするロープ等で、伸縮調整器を用いて調整したロープ等の張力によって、U字つり状態で身体の作業位置を保持するためのもの

II ランヤード（LY）

フルハーネス又は胴ベルトと親綱その他の取付設備等とを接続するためのロープ又はストラップ及びコネクタ等からなる器具をいう。ショックアブソーバ又は巻取り器を接続する場合は、当該ショックアブソーバ等を含む

IIIフルハーネス型

墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数個所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具をいう

(3) 新事業活動を実施する場所  
 東海地方（愛知・岐阜・三重）エリアにて販売スタートその後エリア拡大予定

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

(2) の①～⑦について示す

- ① 2021年 9月～2021年12月
- ② 2021年10月～2022年 1月
- ③ 2022年 1月～2022年 5月
- ④ 2022年 3月～2022年 7月
- ⑤ 2022年 5月～2022年10月
- ⑥ 2022年 5月～2022年12月
- ⑦ 2023年 1月～

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

労働安全衛生法

(譲渡等の制限等)

第42条 特定機械等以外の機械等で、別表第二に掲げるものその他危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない。

労働安全衛生法施行令

第13条

3 法第42条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

二十八 墜落制止用器具

労働安全衛生規則

(作業床の設置等)

第518条

1 事業者は、高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止要器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第519条

1 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆おおい等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上

臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

下記に記載する送電線用鉄塔上での行為（以下「移動行為」という。）の際に、新開発を目指す墜落制止用器具の胴ベルト型を用いることが、労働安全衛生規則第518条及び第519条に規定する「労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置」であるかどうか確認したい。

【送電線用鉄塔上での行為（移動行為）】

送電線用鉄塔を構成する部材上もしくは送電線用鉄塔に連結固定された足場上や碍子装置上を水平もしくは上下またはそれらを組み合わせた移動等をする行為（当該移動行為中は、昇降用設備の健全性等を確認する以外の点検や巡視を含め、ガイドライン（基発0622第2号）に規定される「作業」に該当する行為を同時に行わないものとする）。

尚、胴ベルト型に装備されたWP両端フックでの掛け替え、もしくはショックアブソーバが設けられた移動ロープ（フック式含む）とキーロック方式安全器具との直結等による墜落防止対策により、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じた上で移動する事を前提とする。

要求性能墜落制止用器具と同等かそれ以上の安全性を有することが確認できるワークポジショニングロープ、キーロック方式安全器具等を使用することとする。

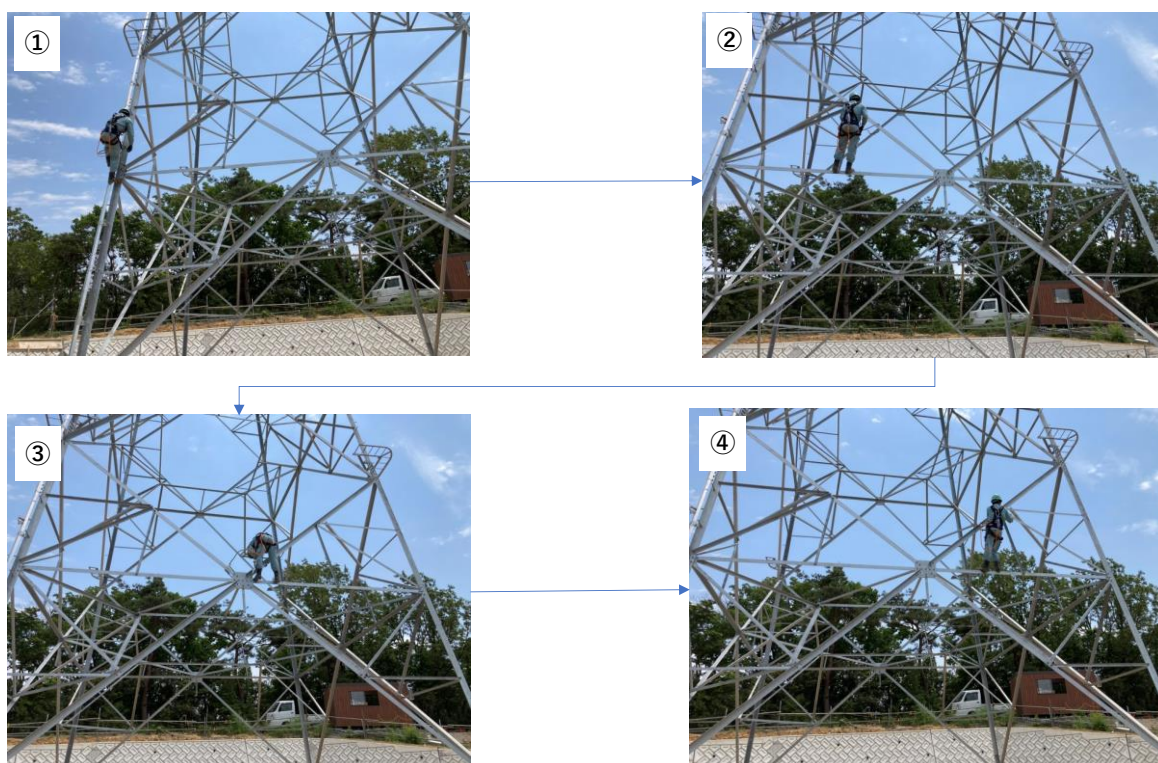


図3 送電線用鉄塔を構成する部材上もしくは送電線用鉄塔に連結固定された足場上や碍子装置等の設備上を水平もしくは上下またはそれらを組み合わせた移動等をする行為

< 当社の考え >

ガイドライン（基発0622第2号）には次のように記載されている。

「第2 適用範囲

本ガイドラインは、安衛令第13条第3項第28号に規定される墜落制止用器具を使用して行う作業について適用する。

（中略）

第4 墜落制止用器具の選定

4 昇降・通行時等の措置、周辺機器の使用

（1）墜落制止用器具は、作業時に義務付けられ、作業と通行・昇降（昇降用の設備の健全性等を確認しながら、昇降する場合を含む。）は基本的に異なる概念であること。」

図3に示す移動行為は、送電線用鉄塔を構成する部材上もしくは送電線用鉄塔に連結固定された足場上や碍子装置等の設備上を水平もしくは上下またはそれらを組み合わせた移動等をする行為に過ぎず、当該行為中は「作業」を同時に行わない前提であることから、ガイドライン（基発0622第2号）に示された「通行・昇降」に該当し、「作業」とは区別されると考えられる。

したがって、当該行為中は、ガイドライン（基発0622第2号）に定めるようにフルハーネス型を装着する必要がないものと考えられ、新開発を目指す墜落制止用器具の胴ベルト型部分については、「墜落制止用器具の規格（平成31年1月25日）（厚生労働省告示第11号）」を満たしているほか、WPの切り替え、もしくはショックアブソーバが設けられた移動ロープ（フック式含む）とキーロック方式安全器具との直結等により移動時の安全性を確保していることから、施行規則第518条及び519条の「労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置」を講じているものと判断できる。

## 7. その他

2021年6月7日 岐阜労働局との相談実績

2021年6月7日に岐阜労働局の本分野担当者と相談。

「作業」に関する明確な定義は無いが、工具等を使用した行為等ではなく、単に移動等をする行為であると捉えるため、「作業」には該当しないのではないかと。

との回答を得たが、「作業」に関する明確な定義が存在しないこと。具体的な行為を示した上での見解の確認をし、明確な根拠の元で、商品の新規開発を目指す